

令和元年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等

指導監査（検査）結果報告書

令和2年 10月

大田区

福祉部・こども家庭部

はじめに

平成 29 年 4 月 1 日から社会福祉法人制度を改革する改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人においては、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等の様々な対応が求められることとなりました。

区では「区内に主たる事務所を置き、その行う事業が区の区域を越えない社会福祉法人」の所轄庁として、社会福祉法第 56 条に基づき、社会福祉法人の指導監査を実施しています。これは、社会福祉法人の適正な運営を確保するため、法人の育成に主眼をおいて実施するものであり、区民の皆様が社会福祉法人の施設・サービスを安心して利用していただけるよう、地域における福祉サービスの水準向上を目標としています。

また、区民の皆様が、安心して質の高い福祉サービスをご利用いただけるよう、介護保険サービス、障害福祉サービス、保育サービスを提供する事業者等に対し、適正なサービスの提供、法令の遵守に向け、指導監査（検査）を実施しています。

この報告書は、令和元年度に実施した社会福祉法人指導監査、福祉サービス事業者等指導監査（検査）の結果を、主な改善内容のうち指摘件数が多かったもの、そして指摘事項の具体事項例を中心にとりまとめたものです。

社会福祉法人、福祉サービス事業者等の役員、職員その他の運営に携わっている皆様には、この報告書を参考に、問題の早期発見と自主的な改善の取組に有効活用していただければ幸いです。

区民の皆様には、福祉サービスが抱える課題や区の取組を知っていただき、地域の社会福祉法人、福祉サービス事業者等に対して、一層のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

## 目次

第一章	指導監査（検査）の概要	1
1	指導監査（検査）の体系	1
2	指導監査（検査）の流れ	3
3	令和元年度の概況	4
第二章	指導監査（検査）の結果	6
1	社会福祉法人	6
(1)	令和元年度実施状況	7
(2)	主な指摘事項	8
(3)	好ましい事例	10
2	介護保険サービス事業者等	11
(1)	令和元年度実施状況	11
(2)	主な指摘事項	12
(3)	好ましい事例	16
3	障害福祉サービス事業者等	17
(1)	令和元年度実施状況	17
(2)	主な指摘事項	17
4	保育所・保育施設等	22
(1)	令和元年度実施状況	22
(2)	主な指摘事項	23
第三章	資料編	26
資料1	社会福祉法人制度改革	26
資料2	社会福祉法人・福祉サービス事業者等	29
資料3	令和2年度 大田区社会福祉法人指導監査実施方針	34
資料4	令和2年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針	39
資料5	令和2年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針	42
資料6	令和2年度 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施方針	45
資料7	主な社会福祉施設・事業等の概要	49
資料8	各種参考情報	54
	区の指導監査（検査）に関する連絡先	57

# 第一章 指導監査（検査）の概要

## 1 指導監査（検査）の体系

区は、社会福祉法人に対して、指導監査の目的、実施方法等を定めた「社会福祉法人指導監査実施要綱」及びその別紙である「指導監査ガイドライン」に従い、指導監査を実施することとされています。区では、「社会福祉法人指導監査実施要綱」を補足する「大田区社会福祉法人指導監査実施要領」を定めるとともに、各年度の指導監査対象の法人、重点項目等を「実施方針」（P34 参照）として定め、これらに基づき指導監査を実施しています。

また、区における福祉サービスは、社会福祉法人、株式会社、NPO 法人等多様な主体が提供しています。区では、各施設・事業者別に、それぞれの根拠法や、設備運営に関する基準、国や東京都等の通知等に基づき指導監査（検査）を実施しています。

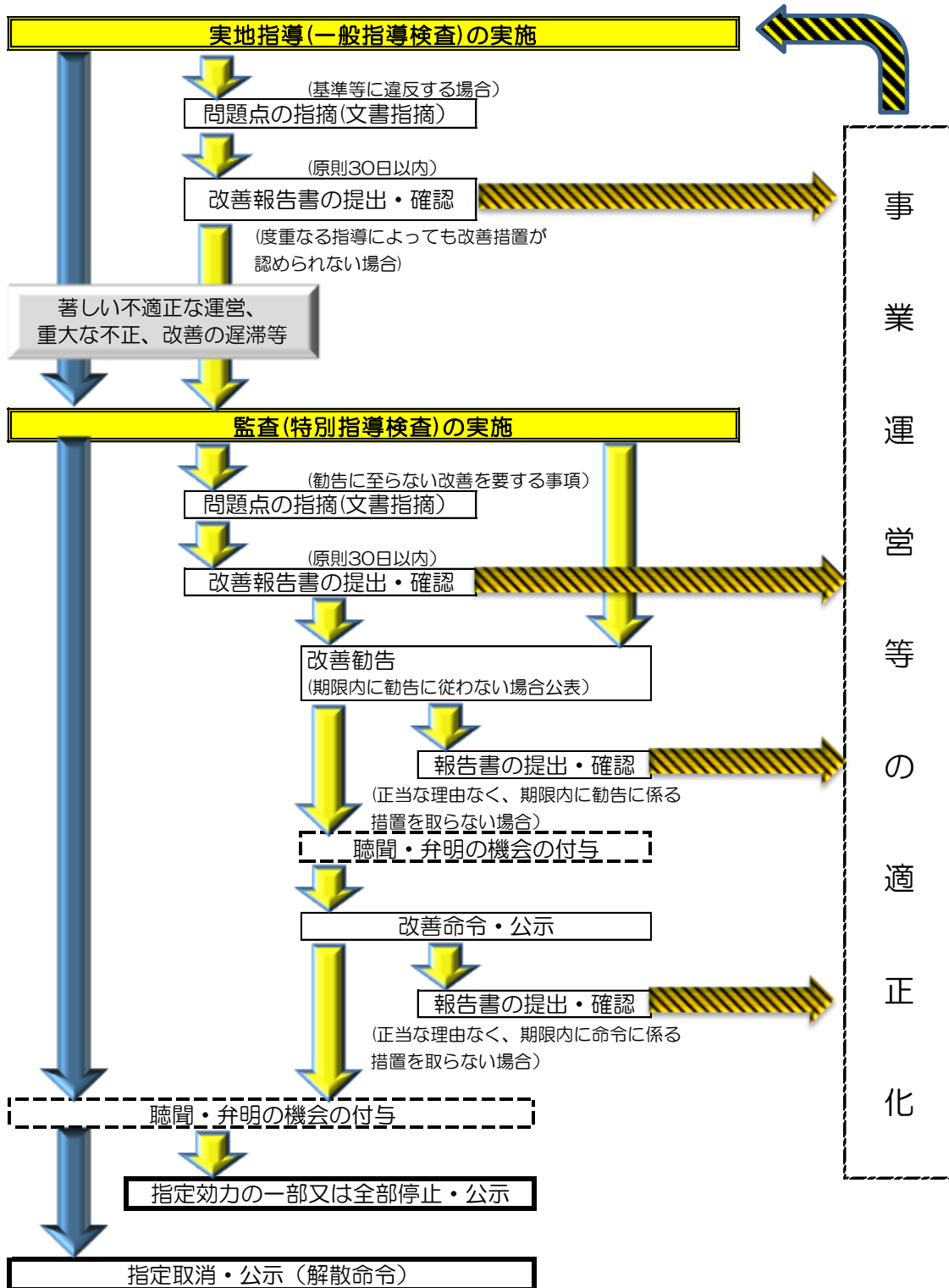
種別	社会福祉法人に対する指導監査	福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）		
対象	社会福祉法人	施設・事業所		
根拠	社会福祉法	介護保険法	障害者総合支援法 児童福祉法	児童福祉法 子ども・子育て支援法
要綱	社会福祉法人指導監査実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱</li> <li>大田区介護保険サービス事業者等監査実施要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱</li> </ul>
方針	毎年度策定する「実施方針」			
基準等	指導監査ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅介護サービス事業所等指導検査基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定障害者支援施設等、指定障害福祉サービス事業所等指導検査基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、保育施設等指導検査基準</li> </ul>

## 第一章 指導監査（検査）の概要

社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）を実施方法から分類すると、主に以下のような類型になります。

- ア 実地指導（一般指導監査）：法人・施設等の所在地において行う、最も一般的な指導検査。
- イ 集団指導（連絡会等）：事業者等を一定の場所に集めて講習会方式等で実施。
- ウ 監査（特別指導監査）：法令等の違反や、著しく適性を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に、重点的あるいは継続的に行う指導検査。

2 指導監査（検査）の流れ



(注)・上記の流れは概要を示したもので、根拠法により詳細は異なります。

- ・明らかな不正・違反が認められる場合等には、実地指導を経ずに監査から実施する場合があります。

### 3 令和元年度の概況

#### <社会福祉法人>

区による社会福祉法人指導監査業務は、東京都から事務移管された平成 25 年度から始まり 7 年目となりました。また、平成 29 年 4 月 1 日には平成 28 年に改正された社会福祉法の大部分が施行され、社会福祉法人制度改革が本格的に実施されました。制度改革の概要については、第三章資料編資料 1（P.26～）をご覧ください。

各社会福祉法人においては、当該制度改革に伴う変更後定款に基づく新しい体制による評議員会や理事会の開催、財務諸表等電子開示システムの運用等、さまざまな対応が求められています。制度改革後、はじめて指導監査を受ける法人がほとんどであることから、引続き、区は所轄庁として改正社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかどうかの確認を主眼とし、評議員や評議員会、役員等の報酬、定款や計算書類等の公表など事業運営の透明性の向上に関することなどに重点を置いて指導監査を実施しました。また、平成 30 年度決算の結果、2 法人から社会福祉充実計画の終了承認申請及びこれに続く新規承認申請があり、所轄庁として審査、承認を行いました。更に、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」の実施が責務として位置付けられたことから、連絡会の実施等により法人の取組を促す環境整備に努めました。

今後も、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施等の改革事項の達成に向けての指導、助言等を行っていきます。

#### <介護・障がい>

平成 12 年度に介護保険法がスタートし、障がい分野においても平成 18 年度に障害者自立支援法（平成 25 年度からは障害者総合支援法）が施行されました。福祉サービスを提供する事業主体も社会福祉法人だけではなく、在宅サービスを中心に NPO 法人や民間企業等の多様な事業者が参入し、事業所数も増加傾向にあります。区では、区民の皆様が質の高い福祉サービスを利用できるように、事業者に対して、法令基準等に基づき適正なサービス提供が行われるよう指導しています。また、悪質な法令違反や明らかな不正請求を行った事業所には行政処分等を行う場合があります。なお、令和元年度は大田区で行政処分を行った事例はありませんでした。

実地指導の重点項目としては、サービス利用者の尊厳保持の視点から、身体的拘束の廃止に向けた取組や虐待の未然防止に向けた取組が図られているか、人員配置基準は適正か、報酬請求は適正か等を中心に指導を実施しました。また介護サービス事業所については、実地指導に加え、講習会形式で事業種別毎の集団指導を実施しております。令和元年度につきましては、訪問介護事業、認知症対応型共同生活介護事業を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染予防のため中止としました。

#### <保育>

平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援法の施行に伴い「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この新制度により、保育施設の適正な運営を維持するための指導検査及び勧告・命令、処分の権限が市区町村に付与されました。これにより大田区においても各保育施設の指導検査を平成 28 年 9 月

## 第一章 指導監査（検査）の概要

から本格的に開始しました。指導検査は、「運営、保育内容、会計等について、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他の関係法令や条例等に定められた基準により適正に保育所運営が実施されているかを検査し、必要な助言・指導を行うことにより、保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ること」を目的に実施しています。

現在、希望しても認可保育所等に入れない待機児童の解消に向け、大田区でも保育施設の整備に力を注いでいます。こうした時期であるからこそ、利用する子どもの健全な発達に資するものとして良質かつ適切な保育が実施されているかを把握し、助言、指導、指摘を行い、保育の質を確保・向上させるために実施する指導検査の担う役割は重要性を増しています。

令和元年度の指導検査では、利用する子どもの安全・安心を第一にした重点検査項目を定めました。運営関係では、①職員配置基準に定める職員が確保されているか、②労働環境が適切か、③研修等の資質向上のための機会が確保されているか、保育内容の関係では、保育所保育指針に基づいた適切な保育が行われているか、子どもの命を守る安全対策として①乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防策として、午睡における安全確認は適切に行われているか、②アレルギー対策が十分に行われているか、③けが、事故防止対策が十分に行われているか、④児童虐待の対応を行っているか、会計経理では、①安定して保育サービスが継続できる運営体制が整っているか、等々を重点項目として保育施設への指導検査を実施しました。



## 第二章 指導監査（検査）の結果

### 1 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第 22 条）設立された特別な法人であり、法人税法上では公益法人等とされ、非課税の優遇措置があります。社会福祉法人は地域社会において、各種の社会福祉事業を提供するほか、地域における公益的な取組を実施する責務も有しており、地域福祉の充実・発展を使命とする公益性を有した民間の組織です。さらに、社会福祉法人には「経営組織のガバナンスの強化」・「事業運営の透明性の向上」・「財務規律の強化」が求められており、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保のために、指導監査を行う所轄庁の役割は重要となっています。

（指導監査のポイント）

- ・役員等選任関係書類の整備

区は、社会福祉法人の評議員・理事・監事が適切な者であることを確認するため、履歴書等の書類をチェックします。

- ・法令及び定款に従った法人運営

区は、社会福祉法及び定款に従った事業運営や意思決定が行われていることを確認するため、評議員会・理事会の議事録等をチェックします。議事録は経営組織のガバナンスを確認するための重要な書類です。

- ・計算関係書類の適正な整備

財務規律の強化のためには、会計処理及び計算関係書類の作成が適切に行われることが前提です。

- ・適切な情報提供

区は、事業運営の透明性を確認するため、現況報告書や計算書類等が備置き・閲覧・公表されていることをチェックします。

主たる事務所が大田区内にある社会福祉法人であって、その行う事業が大田区の区域を越えないものについては、大田区長が所轄庁と定められています（社会福祉法第 30 条第 1 項）。大田区長が所轄する社会福祉法人の数は、以下のように推移しています。

大田区長が所轄する社会福祉法人数の推移

（各年度 4 月 1 日現在）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
法人数	19	19	19	19	19

大田区長が所轄する社会福祉法人の一覧については、第 3 章資料編資料 2（P 29～）をご覧ください。

## 第二章 社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）の結果

### (1) 令和元年度実施状況

#### ア 一般指導監査

所轄する社会福祉法人 19 法人のうち、8 法人に対して一般指導監査を行いました。

(対象法人数は平成 31 年 4 月 1 日現在)

対象法人数(a)	指導監査数(b)	うち文書指摘法人数	実施率 (b/a)
19	8	6	42.1%

平成 28 年度までは、所轄する社会福祉法人に対して原則として 2 年に 1 回、指導検査をすることとされていました。平成 29 年度以降は、指導監査の標準化に向けた国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定に伴い、原則として 3 年に 1 回、指導監査を実施することとしました。

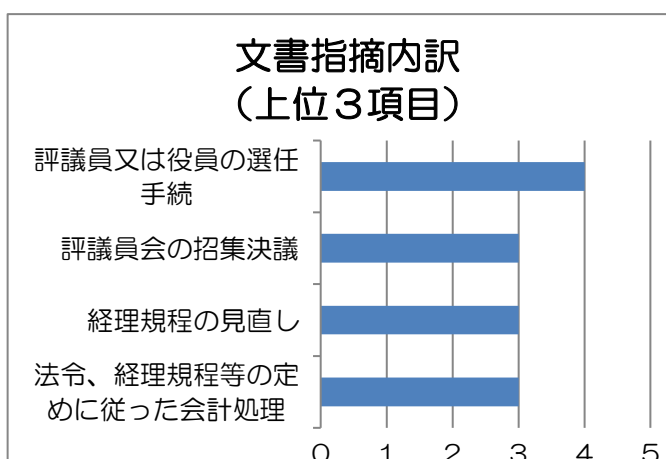
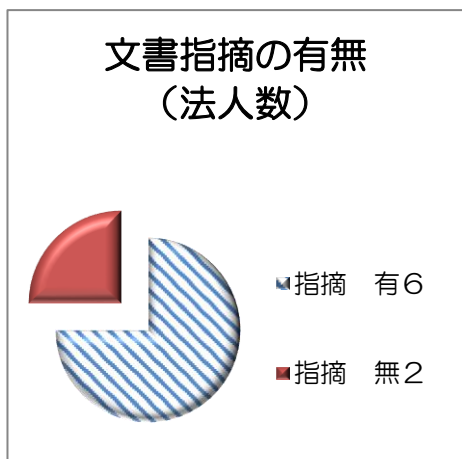
#### イ 集団指導（社会福祉法人指導連絡会）

所轄する社会福祉法人 19 法人を対象に社会福祉法人指導連絡会を開催し、集団指導を行いました。

開催日	令和元年 8 月 7 日
開催場所	大田区役所本庁舎 2 階 201・202 会議室
主な内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・大田区版「地域共生社会」の実現に向けて</li><li>・令和元年度大田区地域協議会報告</li><li>・令和元年度社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの届出状況</li><li>・平成 31 年度大田区社会福祉法人指導監査実施方針 など</li></ul>

(2) 主な指摘事項

以下に記載した指摘事項は「指導監査ガイドライン」に基づくものです。



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 評議員（※1）又は役員（※2）の選任手続・・・4法人</p> <p>◆ 社会福祉法人は、その高い公益性に鑑み、暴力団等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、暴力団等の反社会的勢力の者が評議員又は役員になることはできない。しかし、評議員の選任に当たり、その候補者が暴力団等の反社会的勢力の者でないことについて確認していない事例があった。</p>	<p>当該法人では、現任の評議員から暴力団等の反社会的勢力の者でないことを示す確認書の提出を受け、確認を行いました。</p>
<p>➤ 評議員会の招集決議・・・3法人</p> <p>◆ 社会福祉法人の評議員会の招集については、原則的に理事会の決議により評議員会の日時及び場所、目的となる事項、目的となる事項に係る議案を定め、招集通知に記載しなければならない。しかし、理事会にて日付しか決議しておらず評議員会を招集した事例があった。</p>	<p>当該法人では、次回の評議員会の招集から理事会にて必要な事項を決議することとしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 経理規程（※3）の見直し・・・3法人</p> <p>◆ 社会福祉法人は、国の定める社会福祉法人会計基準に基づき経理規程を定め、会計基準等が改正された際は、適宜、変更点を経理規程に織り込まなければならない。しかし、会計基準の改正等に対応して改訂していない事例があった。</p>	<p>当該法人では、現行の会計基準に対応していない経理規程の条項を改正することとしました。</p>
<p>➤ 法令、経理規程等の定めに従った会計処理・・・3法人</p> <p>◆ 社会福祉法人は、国の定める社会福祉法人会計基準、これに基づき法人が定める経理規程等に従い、適正に会計処理を行わなければならない。しかし、法人の規程上、権限が委任されていない職にある者が契約を締結した事例があった。</p>	<p>当該法人では、権限を委任する範囲を明確にし、権限を委任された職にある者として契約を締結できるようにしました。</p>

## （用語解説）

- ※1 評議員・・・評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者から選任され、評議員会を構成します。評議員会は、理事、監事、会計監査人の選任や解任、定款の変更、合併の承認等、社会福祉法人の運営に係る重要事項の議決機関です。
- ※2 役員・・・役員とは、理事及び監事のことを指します。
- 理事のうち、理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有し、法人の代表権を有します。業務執行理事も法人の業務を執行することができますが、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はありません。これ以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督します。
- 監事は、理事の職務の執行を監査します。このため、事業の報告要求、理事会の招集請求、理事の行為の差し止め請求などの権限を有しています。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事が負います。
- ※3 経理規程・・・社会福祉法人の会計処理について定める社会福祉法人会計基準に基づき、法人が、その法人の会計面の業務執行に関する基本的な取扱いとして、予算・決算の手続、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び手続、資産及び負債の管理や評価、契約に関する事項等について定めたものです。

(3) 好ましい事例

- |  |
|--|
| <p>➤ 経営組織における円滑なコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 評議員会について、決議事項のない場合でも開催し報告事項として法人の事業執行状況を丁寧に説明するなど、法人業務への理解を深めようとする姿勢が認められた。</li><li>◆ 理事会について、理事長及び業務執行理事が、ほぼ毎回、職務の執行状況を報告するなど円滑な意思疎通を図ろうとしており、適正な執行体制の構築に努めていた。</li></ul> |
|--|

## 2 介護保険サービス事業者等

## (1) 令和元年度実施状況

## ア 実地指導

介護保険サービス事業所等に対する実地指導は、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、人員・設備及び運営に関する基準の遵守、介護給付費の算定及び取扱いについて、92事業所に対し実施しました。

（対象事業所数は平成31年4月1日現在）

事業種別	対象事業所数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘 事業所数	実施率 (b/a)
(ア) 施設サービス	28	2	1	7.1%
(イ) 在宅サービス	680	58	42	8.5%
(ウ) 居宅介護支援	184	32	23	17.4%
合計	892	92	66	10.3%

## イ 集団指導

全事業所を対象にした集団指導を実施しました。

（対象事業所数は開催日現在）

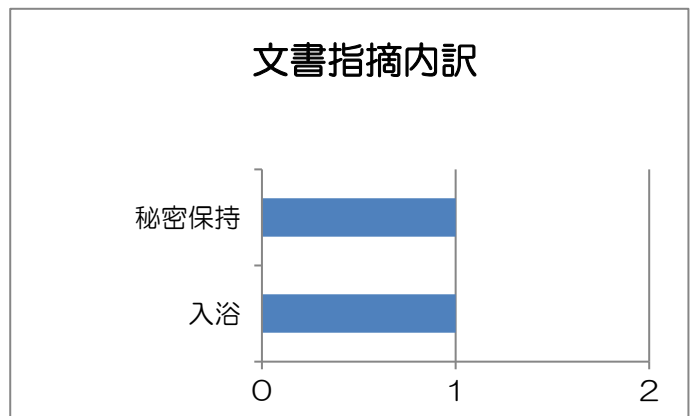
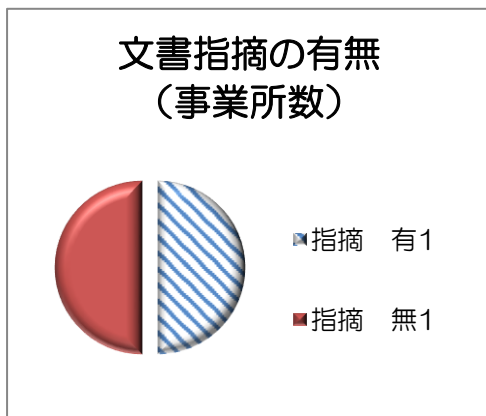
種別	開催日	開催場所	参加事業所数 / 対象事業所数 参加率	主な内容
全業種	令和元年 6月5日	大田区民ホール・アブリコ 大ホール	555/892 62.2%	<ul style="list-style-type: none"> <li>大田区介護サービス事業者等に対する実地指導等について</li> <li>平成30年度実地指導結果報告</li> <li>平成31年度実地指導方針及びその他運営上の注意点について</li> </ul>
全業種	令和2年 1月21日	大田区民ホール・アブリコ 大ホール	516/876 58.9%	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度指導監査結果報告</li> <li>平成31年度実地指導方針及びその他運営上の注意点について</li> </ul>
認知症対応型共同生活介護事業所	令和2年 3月13日 (中止)	消費者生活センター 2階大集会室		<ul style="list-style-type: none"> <li>大田区介護サービス事業者等に対する実地指導等について</li> <li>指導検査基準について</li> </ul>

訪問介護事業所	令和2年 3月13日 (中止)	消費者生活 センター 2階大集会 室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区介護サービス事業者等に対する実地指導等について</li> <li>・指導検査基準について</li> </ul>
---------	-----------------------	-----------------------------	--	--

(2) 主な指摘事項

ア 施設サービス

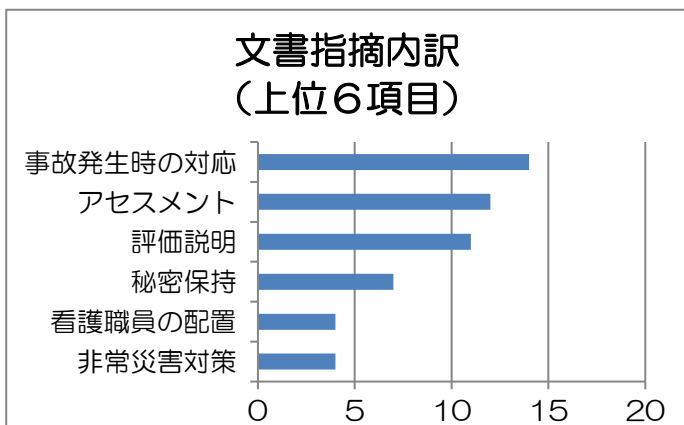
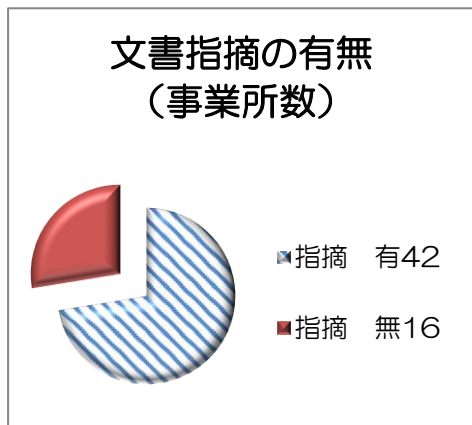
施設サービスとして、介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）の事業所に対して、実地指導を行いました。



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 秘密保持・・・1事業所</p> <p>◆ 利用者等の個人情報使用同意に関する必要な措置を講じていることが確認できない事例があった。</p>	<p>個人情報の利用目的、個人情報の保護について、改めて利用者及びその家族へ説明し、同意書を得ることとしました。</p>
<p>➤ 入浴・・・1事業所</p> <p>◆ 週に2回以上入浴を実施していることが確認できない事例があった。</p>	<p>体調等により入浴日の変更又は代替介助（清拭等）を徹底し入浴表等で管理し、経過記録への記載を行うこととしました。</p>

イ 在宅サービス

在宅サービスとして、訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護を含む）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の事業所に対して、実地指導を行いました。

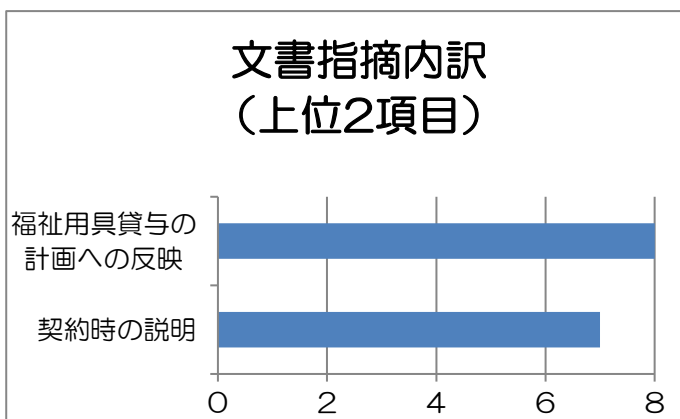
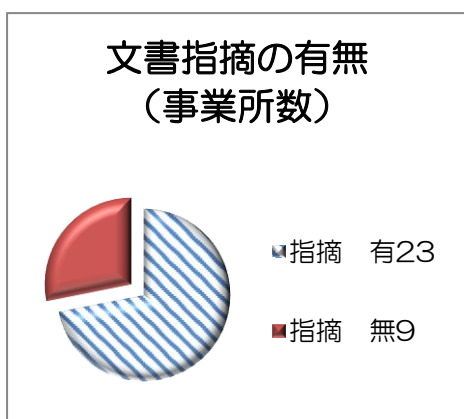


指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 事故発生時の対応・・・14 事業所</p> <p>◆ 事故が発生した場合の区への事故報告が適切に行われていない事例があった。</p>	<p>区（介護保険課）への事故報告が漏れていた事例について当該事業所から区に事故報告書を提出しました。</p> <p>当該事業所では、事故の情報を事業所内で共有すると同時に、報告基準を再確認し速やかに事故報告を行うこととしました。</p>
<p>➤ アセスメント・・・12 事業所</p> <p>◆ 要介護認定更新時、区分変更時等、必要な時期にアセスメントが行われていない事例があった。また、行われていたアセスメントの内容が具体性に欠けており、利用者の状態把握が不十分なものとなっていた事例があった。</p>	<p>当該事業所では、個別計画チェック表を作成し、アセスメントの時期等を管理することとしました。</p> <p>書類電子化を更に進めチェック体制も強化していくこととしました。</p>
<p>➤ 評価説明・・・11 事業所（通所介護、地域密着型通所介護、訪問介護）</p> <p>◆ 実施状況や評価について、利用者又は家族に説明していることが確認できない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、実施状況や評価を行った記録については訪問介護計画評価表を作成し、利用者及び家族に説明することとしました。</p>



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 秘密保持・・・7事業所</p> <p>◆ 管理者について秘密保持に係る必要な措置が講じられていない事例があった。また、従業員が退職後も業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていない事例があった。</p>	<p>個人情報保護に関する誓約書に署名・捺印をもらっていなかった管理者及び従業員から新たに署名・捺印をした個人情報保護に関する誓約書の提出を受けることとしました。</p> <p>当該事業所では、全ての従業員に対して退職後も含めて秘密を保持する旨の誓約書の提出を求めることとしました。</p>
<p>➤ 看護職員の配置・・・4事業所（通所介護）</p> <p>◆ 看護職員が配置されていない日があり、確保されていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、看護職員の勤務日の調整や、派遣看護師の依頼をすることとしました。</p>
<p>➤ 非常災害対策・・・4事業所（通所介護、地域密着型通所介護）</p> <p>◆ 非常災害に関する具体的計画の策定がなされておらず、実地指導日現在、避難訓練を実施していない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、避難訓練等を実施していなかったため、消防計画を作成し運営規程に定めた訓練を実施してその結果を記録に残すこととしました。</p>

(ウ) 居宅介護支援



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 福祉用具貸与の計画への反映・・・8事業所</p> <p>◆ サービス担当者会議で福祉用具貸与の継続の必要性を検証したことが確認できない事例や、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由について記載されていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、福祉用具貸与の必要性和理由について、居宅サービス計画書に反映するとともに、サービス担当者会議を開催した際に、妥当性、必要性の検討を確実に行うこととしました。</p>
<p>➤ 契約時の説明・・・7事業所</p> <p>◆ 平成30年4月以降の新規利用者及びそれ以前に契約を行った利用者に対し、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること」、「サービス事業者をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること」について、説明及び署名を行ったことが確認できない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること」、「サービス事業者をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること」について契約時に説明を行い、同意したことについて利用者等から署名を得ることとしました。また、平成30年4月以前に契約を行った利用者に対しては、月例訪問時に同様の内容を説明し、書面で同意を得ることとしました。</p>

(3) 好ましい事例

<p>➤ 訪問介護</p>	<p>◆ サービス提供票以外に、サービス履歴という様式を用いて記録を残しており、利用者の状態に変化があった時等に記録を残していた。</p>
<p>➤ 通所介護・地域密着型通所介護</p>	<p>◆ サービス提供の記録は、サービス提供中の利用者の様子や発言と併せてレクリエーションの写真も掲載されており、利用者の家族にとっても分かりやすいものとなっていた。また、レクリエーションのプログラムについて、1週間ごとに内容を変えており、サービスの質の向上に向けた高い意欲が感じられた。</p> <p>◆ 事故発生時の対応について、どんな出来事がヒヤリハットあるいは事故に該当するのかを明確に定義し、誰がどのような報告をどこに上げるのか、分かりやすくフローにしていた。また、事故が起きたときは特定の個人や部署を非難しないとした上で、対応した職員や利用者を匿名にし、朝のミーティング等で情報共有するような仕組みができていた。</p> <p>◆ 個別機能訓練加算Ⅰを届出ているが、機能訓練指導員が勤務していないなど加算を算定すべきではない日には、利用者の記録に「加算無し」とゴム印を押すなどして、加算算定の有無が明確に分かるように工夫していた。</p> <p>◆ 「再発防止シート」という、事業所内で起きたヒヤリハットにあたる出来事や、苦情とまではいかないがあまり好ましくない出来事などをA4シート1枚につき一件、記入したものがあつた。当該事業所では2か月後に再度見直して、対応策の再検証を行っていた。</p> <p>◆ アセスメントの一環として、利用者宅の玄関先の段差部分や、居宅内の様子が分かる写真を残し、記録ファイルの中で共有していた。また、研修や防災訓練の様子、各種外出イベントやレクリエーションの様子も写真で記録に残しており、行った内容が利用者やその家族にも明確にわかるようになっていた。</p>
<p>➤ 居宅介護支援</p>	<p>◆ 利用者ごとに居宅訪問日やサービス利用票の交付日、モニタリング日、サービス担当者会議実施日などを記載する居宅業務チェックシートを作成し、漏れのないよう工夫がされていた。</p> <p>◆ 定期的に事業所内で話し合いの場を設け、ケアプランのチェックや情報共有を行うことでサービスの質の向上に努めていた。</p> <p>◆ 利用者からの苦情・要望について、必要に応じて社内で話し合いを行い、サービスの質の向上に努めていた。</p>

3 障害福祉サービス事業者等

(1) 令和元年度実施状況

障害福祉サービス事業所等に対する実地指導は、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者の視点に立った良質なサービス提供、利用者の人権擁護、虐待防止のための体制整備を重点として、39事業所に対し実施しました。

なお、区が事業所指定する指定計画相談支援事業については、平成26年1月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」に基づき、原則として概ね3年に1度、実地指導を実施しています。

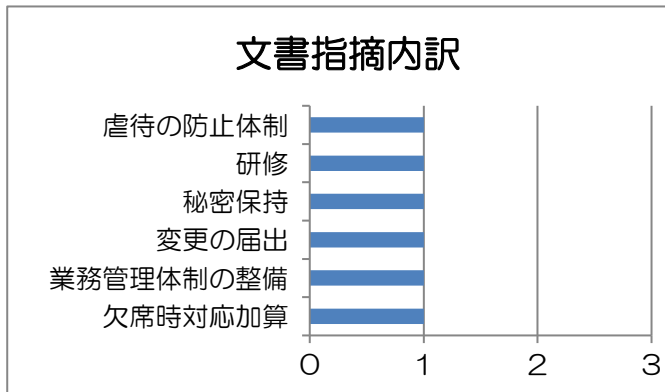
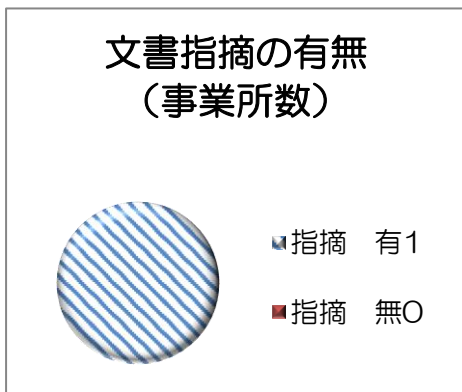
(対象事業所数は平成31年4月1日現在)

種別	対象事業所数 (a)	実地指導数 (b)	文書指摘 事業所数	実施率 (b/a)
(ア) 障害者支援施設等	76	1	1	1.3%
(イ) 障害福祉 在宅サービス事業	308	31	21	10.1%
(ウ) 相談支援事業	37	5	1	13.5%
(エ) 障害児通所支援事業	35	2	2	5.7%
合計	456	39	25	8.6%

(2) 主な指摘事項

ア 障害者支援施設等

障害者支援施設等として、就労継続支援B型の事業所に対して、実地指導を行いました。



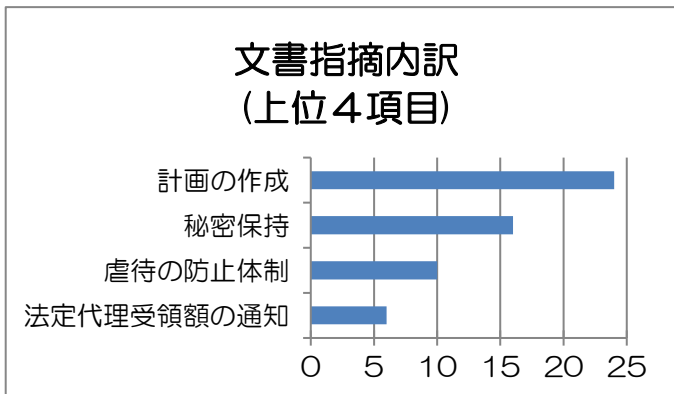
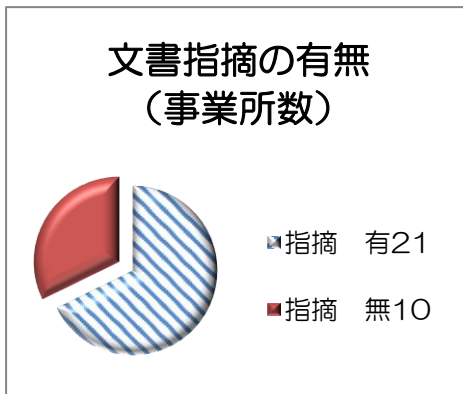
指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 虐待の防止体制に関すること・・・1事業所</p> <p>◆ 虐待防止責任者の設置をしていない、虐待防止マニュアルを作成していない、虐待防止啓発掲示物及び虐待相談・通報・届出先を掲示していない、虐待防止研修を全従業員に実施していない等、虐待防止等のための体制の整備等を行っていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、「障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成30年6月 厚生労働省)」を参考に、体制整備に取り組み、従業員に対しても必要な措置を講じていくこととしました。</p>

第二章 社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）の結果

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 研修に関すること・・・1事業所 ◆ 研修の機会が確保されていない事例があった。	当該事業所では、研修を見直し、職員の研修機会を確保することとしました。
➤ 秘密保持に関すること・・・1事業所 ◆ 個人情報使用の同意を利用者及びその家族からあらかじめ文書で得ていない事例があった。	当該事業所では、個人情報使用同意書を作成し、利用者及びその家族から同意を得ることとしました。
➤ 変更の届出に関すること・・・1事業所 ◆ 事業所所在地に変更があった際に、東京都に変更の届出を行っていない事例があった。	当該事業所では、東京都に事業所所在地について変更の届出を行いました。
➤ 業務管理体制の整備に関すること・・・1事業所 ◆ 業務管理体制の整備に関する事項に変更があった際に、変更の届出を行っていない事例があった。	当該事業所では、東京都に理事長及び事業所の追加について、変更の届出を行いました。
➤ 欠席時対応加算に関すること・・・1事業所 ◆ 欠席時対応加算の算定要件に当てはまらない日において算定している事例があった。	当該事業所では、加算の算定要件について確認し、同様の事例が無いか過去5年分について自己点検を行い、該当する日について過誤調整を行いました。

イ 障害福祉在宅サービス事業

障害福祉在宅サービス事業として、居宅介護、重度訪問介護、同行援護の事業所に対して、実地指導を行いました。

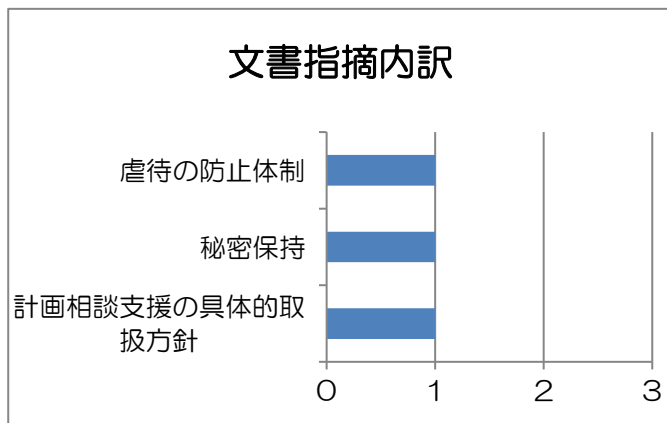
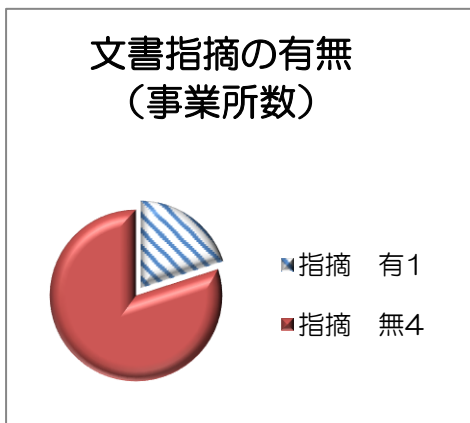


指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 計画の作成に関すること・・・24 事業所</p>	
◆ 初回を含めてアセスメントが適切な時期に行われていない事例があった。	当該事業所では、アセスメントシートを作成し、適切な時期にアセスメントを行うこととしました。
◆ 居宅介護計画等が作成されていない事例があった。	当該事業所では、居宅介護計画等を作成し、利用者及びその家族に計画の内容を説明するとともに、計画を交付することとしました。
◆ 居宅介護計画等の実施状況の把握を行っていることが確認できず、必要に応じて計画の変更を行っていない事例があった。	当該事業所では、モニタリング報告書を作成し、毎月達成状況の確認を行い、利用者及びその家族に説明を行うこととしました。
<p>➤ 秘密保持に関すること・・・16 事業所</p>	
◆ 個人情報使用の同意を利用者及びその家族からあらかじめ文書で得ていない事例があった。	当該事業所では、個人情報使用同意書を作成し、契約時に、本人とその家族から同意を得ることとしました。
◆ 従業員及び管理者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない事例があった。	当該事業所では、秘密保持誓約書を作成し、全従業員から署名を得ることとしました。
<p>➤ 虐待の防止体制に関すること・・・10 事業所</p>	
◆ 虐待防止責任者の設置をしていない、虐待防止マニュアルを作成していない、虐待防止啓発掲示物及び虐待相談・通報・届出先を掲示していない、虐待防止研修を全従業員に実施していない	当該事業所では、体制整備に取り組み、従業員に対しても必要な措置を講じていくこととしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
等、虐待防止等のための体制の整備等を行っていない事例があった。	
▶ 法定代理受領額の通知に関すること・・・6 事業所 ◆ 支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額の通知を行っていない事例があった。	当該事業所では、法定代理受領の通知を行うこととしました。

ウ 相談支援事業

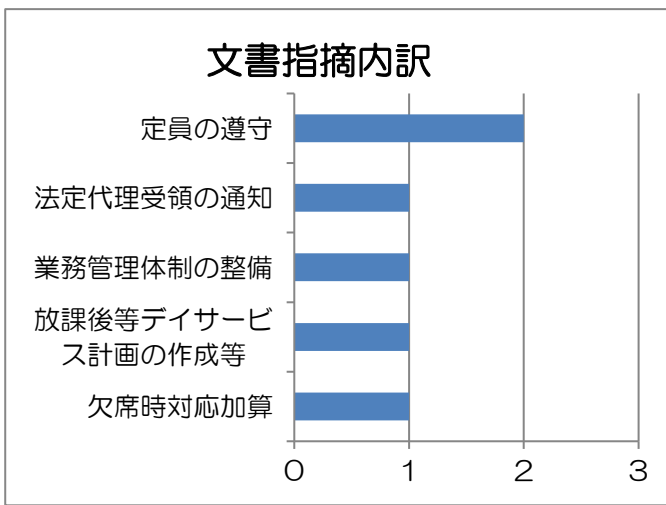
相談支援事業として計画相談支援の事業所に対して、実地指導を行いました。



指摘の具体事項例	主な改善内容
▶ 虐待の防止体制に関すること・・・1 事業所 ◆ 虐待防止啓発掲示物及び虐待相談・通報・届出先を掲示していない、虐待防止研修を全従業員に実施していない等、虐待防止等のための体制の整備等を行っていない事例があった。	当該事業所では、体制整備に取り組み、従業員に対して必要な措置を講じていくこととしました。
▶ 秘密保持に関すること・・・1 事業所 ◆ 従業員及び管理者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない事例があった。	当該事業所では、秘密保持誓約書を作成し、全従業員から署名を得ることとしました。
▶ 計画相談支援の具体的取扱い方針に関すること・・・1 事業所 ◆ サービス担当者会議を行った記録が残されていない事例があった。	当該事業所では、サービス担当者会議録を作成し、記録に残すこととしました。

工 障害児通所支援事業

障害児通所支援事業として放課後等デイサービスの事業所に対して、実地指導を行いました。



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 定員の遵守に関する事... 2 事業所</p> <p>◆ 利用定員及び指導訓練室の定員を超えてサービスの提供を行ってはないところ、定員を超過してサービス提供を行っている事例があった。</p>	<p>当該事業所では、今後、利用状況の管理を厳格に行い、定員を遵守することとしました。</p>
<p>➤ 法定代理受領額の通知に関する事... 1 事業所</p> <p>◆ 通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付額の通知を行っていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、法定代理受領の通知を行うこととしました。</p>
<p>➤ 業務管理体制の整備に関する事... 1 事業所</p> <p>◆ 業務管理体制の整備に関する事項の届出について、確認ができない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、業務管理体制の整備に関する事項の届出書を提出することとしました。</p>
<p>➤ 放課後等デイサービス計画の作成等に関する事... 1 事業所</p> <p>◆ 初回を含めてアセスメントが適切な時期に行われていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、アセスメントシートを作成し、適切な時期にアセスメントを行うこととしました。</p>
<p>➤ 欠席時対応加算に関する事... 1 事業所</p> <p>◆ 加算の算定にあたり、家族等に対して相談支援を行うことになっているが、相談支援を行ったことが確認できない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、今後、家族等とのやり取りを具体的に記録し、適切な相談支援を行うこととしました。</p>



## 4 保育所・保育施設等

## (1) 令和元年度実施状況

## ア 実地指導

保育所・保育施設等については、全体の58.4%に当たる90施設に対して実地検査を行いました。

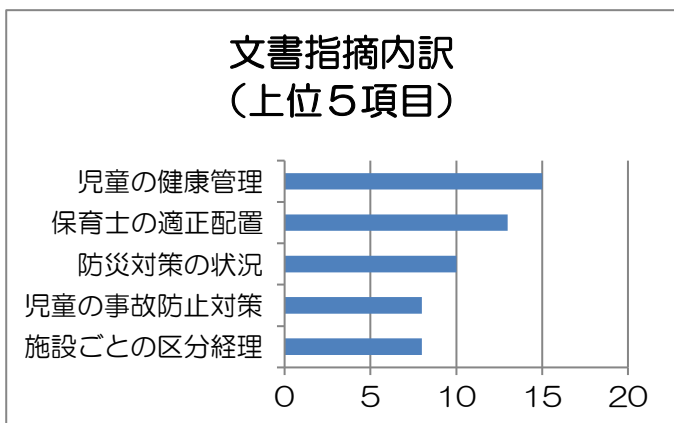
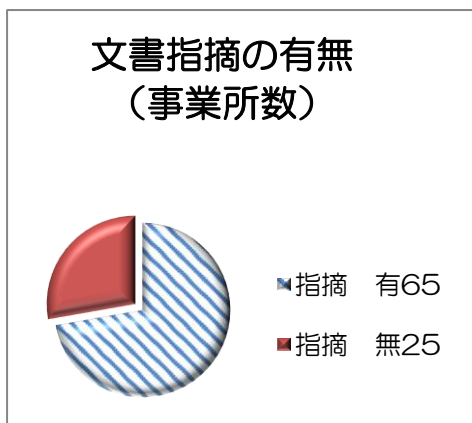
種 別	対象施設数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
私立認可保育所	122	58	48	47.5%
小規模保育所	25	25	12	100%
事業所内保育所	3	3	2	100%
定期利用保育室	4	4	3	100%
計	154	90	65	58.4%

## イ 集団指導

保育施設への集団指導講習会の内容の詳細については、【[大田区ホームページ](#)＞生活情報＞子ども＞保育（一時保育を含む）＞保育施設の指導検査】をご覧ください。

種 別	開催日	参加施設数/ 対象施設数	主な内容
私立認可保育所	令和元年 6月4日 (火) 午後、6月 12日 (水) 午後	113/122 92.6% (163名参 加)	① 大田区における指導検査を実施 するにあたり概要の説明 ② 実地検査における確認内容とそ の注意点等 ・運営管理 ・保育内容 ・会計経理
小規模保育所・ 事業所内保育所	令和元年 6月4日 (火) 午前	28/28 100% (41名参加)	(ア)大田区における指導検査を実施 するにあたり概要の説明 (イ)実地検査における確認内容とそ の注意点等 ・運営管理 ・保育内容 ・会計経理

(2) 主な指摘事項



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 児童の健康管理・・・15 施設</p> <p>◆ 児童の健康診断は、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施しなければならない。しかし、年度の途中で入所した児童について、入所時健康診断を実施していない事例があった。また、欠席等の理由により定期健康診断を1回しか実施していない事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、途中入所や欠席した児童についても、入所時健康診断と、1年に2回の定期健康診断を確実に実施することとしました。</p> <p>全児童が健康診断をもらえなく受けたか確認することとしました。</p>
<p>➤ 保育士の適正配置・・・13 施設</p> <p>◆ 早番や遅番の時間帯等利用する子どもの少ない時間帯においても、開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、常勤保育士1名と無資格の保育従事者1名の配置とする等、基準を下回っている事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、保育に支障が出ないように職員の配置体制を築き、保育士等の勤務シフトを見直し、保育士2名等の基準を満たす職員配置を行いました。</p>
<p>➤ 防災対策の状況・・・10 施設</p> <p>◆ 各保育施設は、避難訓練及び消火訓練の双方を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、避難訓練または消火訓練を実施していない月がある事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、利用する子どもの安全や生命を守るため、非常災害に平穏かつ迅速に対応するために、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施することとしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 児童の事故防止対策・・・8 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故報告書を大田区に提出していない事例があった。 大田区では、事故報告書を次の場合に提出を求めている。①施設で怪我等により事故報告書を作成した場合、②食物アレルギー関連、③迷子、置き去り、連れ去り、見失い等重大事故につながるおそれがある事故。</li> <li>◆ 不慮の事故が発生しないように事故防止に十分配慮し、万が一事故が発生した場合においては、再発防止策について職員間で検討し、共通理解を図ることが大切である。しかし、事故が発生したにもかかわらず、再発防止策が講じられていない事例があった。</li> </ul>	<p>当該保育施設では、事故報告書に原因、対策、防止策等を記入し、速やかに区に提出することとしました。</p> <p>また、事故再発防止策について職員間で原因、対策、防止策を検討し、職員会議で全職員の共通理解を図りました。</p>
<p>➤ 施設ごとの区分経理・・・8 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保育施設は、施設ごとに区分した計算書類を作成することが求められている。 運営法人が施設ごとに区分された会計帳簿を会計システムで作成できない場合に、データの組替等を行い施設の計算書類等を作成しているが、組替過程を明確に説明できない事例や、集計に誤りがある事例があった。</li> </ul>	<p>運営法人が、法人本部や施設ごとに会計帳簿を作成することとしました。</p> <p>データの組替、集計を行う場合は、施設の会計書類が適正であることを説明できる資料を作成することとしました。</p>
<p>➤ 調理従事者の健康管理・・・7 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 調理担当者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便検査を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理・調乳の業務に従事させていた事例があった。</li> </ul>	<p>当該保育施設では、施設長の責務として、衛生管理及び食中毒予防の観点から、調理・調乳担当者の検便結果等の職員の健康管理を徹底し、この記録を保管することとしました。</p>
<p>➤ 午睡時の安全確認・・・7 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防策として、午睡（睡眠）チェックをきめ細やかに、必ず一人一人チェックし、その都度チェック内容を記録することとされている。</li> </ul>	<p>当該保育施設では、望ましい間隔で一人一人をチェックし、睡眠時のどのような体勢から仰向けに直したか等がわかるように記録することとし、児童が安全な状態で睡眠をとっているかの確認を徹底することとしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔であるが、適切にチェック表を記録していない事例があった。</p> <p>◆ 午睡時に付き添いはしていたが、寝ている姿勢、顔色、呼吸の確認等一人一人の子どもについて見回りをしていない事例があった。</p>	
<p>➤ 検食の実施・・・6施設</p>	
<p>◆ 保育施設では、食事提供前に検食を行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合は、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じなければならない。しかし、おやつや延長保育時の補食について、検食が行われていない事例があった。また、補食に関する記録簿がない事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、おやつや補食提供前の検食を確実にを行うようにしました。また、検食の記録簿に補食に関する欄を追加し、記録できるようにしました。</p>
<p>➤ 重要事項の掲示・・・5施設</p>	
<p>◆ 保育施設の運営規程の概要や、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項について、施設の見やすい場所に掲示をしなければならないが、掲示がされていない事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、重要事項を利用者の見やすい場所に掲示しました。</p>
<p>➤ 食事の提供状況・・・4施設</p>	
<p>◆ 食事の提供にあたっては、食物アレルギー対応等のため、保護者に予め献立を伝え、食材等の確認をしていただく必要がある。しかし、延長保育において提供する補食の献立表が作成されておらず、保護者の確認がなされていない事例があった。</p>	<p>安全で安心な食事を提供するために食事内容の成分確認を徹底し、延長保育時に提供する補食の献立表も作成し、保護者へ周知することで誤食の未然防止を更に徹底することとしました。</p>
<p>➤ アレルギー疾患をもつ児童への対応・・・3施設</p>	
<p>◆ アレルギー疾患をもつ児童については、一人一人の症状を正しく把握し、適切な対応をするために、医師が記載した生活管理指導表を基に、保護者や嘱託医等との共通理解の下で適切に対応する必要がある。しかし、アレルギーの状態は確認していたが、生活管理指導表の共有が行われていないため、医師の指示が職員に周知されていない事例があった。</p>	<p>当該施設は、生活管理指導表を基に保育施設での生活における配慮や食事等への具体的な対応について、施設長や関係する職員、保護者と対応内容を協議し、情報共有することとしました。また、児童のアレルギーの状態に応じて、1年に1回以上生活管理指導表の提出を求めることとしました。</p>

## 第三章 資料編

### 資料1 社会福祉法人制度改革

平成28年3月31日に公布された、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）に基づく新しい社会福祉法人制度は、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手としての役割が果たすことができるよう、平成18年の公益法人制度改革も踏まえて、公益性と非営利性を備えた法人としての在り方を徹底する観点から、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革が行われたものです。

なお、平成29年4月1日に施行された改正法の主な内容は次のとおりです。

（「※」については平成28年4月1日施行）

#### （1）経営組織のガバナンスの強化

##### ア 議決機関として、全ての社会福祉法人に評議員会を設置

- ・評議員会は役員（理事及び監事）及び会計監査人の選任・解任、役員報酬の決定、定款変更、解散、合併等重要事項を決議することとした。
- ・役員又は当該社会福祉法人の職員と、評議員との兼務を禁止することとした。
- ・評議員の数は、理事の員数を超える数とした。
- ・サービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、評議員の定数について経過措置（平成29年4月1日から平成32年3月31日までは4人以上）を適用できることとした。
- ・評議員の任期は4年（定款の定めにより6年まで延長可能）とし、再任も可能とした。

##### イ 役員又は評議員の権限・責務・責任の明確化

- ・理事会の職務は、社会福祉法人の業務の執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職とした。
- ・理事長及び理事長以外の理事であって、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事に選定されたものは、原則として3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会へ報告することとした。
- ・役員等又は評議員の社会福祉法人及び第三者に対する損害賠償責任を規定した。

##### ウ 親族等特殊の関係のある者の役員・評議員への選任の制限に係る規程を整備した。

##### エ 法人単位事業活動計算書のサービス活動収益計が30億円を超える又は法人単位貸借対照表の負債の部合計が60億円を超える社会福祉法人（特定社会福祉法人）は、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の設置を義務化した。

(2) 事業運営の透明性の向上

- ア 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とした。
- イ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般とした。
- ウ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とした。

	改正前	改正後
備置き・ 閲覧	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤監査報告	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤事業報告・決算附属明細書 ⑥監査報告 ⑦現況報告書 ⑧役員区分ごとの報酬総額 ⑨定款 ⑩役員等名簿 ⑪役員報酬基準 ⑫事業計画書 ⑬（充実残額）算定シート
公表（法 人又は所 属団体ホ ームペー ジ）	①貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告書	①貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告書 ④役員区分ごとの報酬総額 ⑤定款 ⑥役員等名簿 ⑦役員報酬基準 ⑧社会福祉充実計画（社会福祉充実残額がある場 合のみ）

(3) 財務規律の強化

ア 適正かつ公正な支出管理の確保

- ・役員及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額とならないような支給の基準を定めなければならないことを規定した。
- ・評議員、理事、監事、職員等の社会福祉法人の関係者への特別な利益供与を禁止した。（※）

イ いわゆる内部留保の明確化

- ・貸借対照表の純資産の額から、事業の継続に必要な財産額を控除した額を「社会福祉充実残額」として明確化した。

ウ 社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資

- ・社会福祉充実残額を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・充実に係る「社会福祉充実計画」の作成を義務付けた。
- ・「社会福祉充実計画」の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士等への意見聴取を義務付けた。
- ・地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を作成する場合は、地域公益事業の内容及び需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴くことを義務付けた。
- ・「社会福祉充実計画」は、会計年度終了後3月以内に所轄庁に申請することとした。

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- ・社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する

無料又は低額な料金を福祉サービスを提供することを責務として規定した。(※)

(5) 行政の関与の在り方

ア 社会福祉法人に関する認可等の権限移譲

- 2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に移譲した。(※)

イ 所轄庁による指導監督の機能強化

- 勧告等の指導権限規定を追加した。(※)

ウ 国及び都道府県の役割を明確化

- 国は都道府県知事及び区市長に対して、都道府県知事は区市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施を支援することを規定した。
- 都道府県知事は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況等について調査分析を行い、必要な統計その他の資料を作成することを規定した。
- 都道府県知事は、所轄庁に対し、社会福祉法人の活動の状況等について情報の提供を求めることができることを規定した。

資料2 社会福祉法人・福祉サービス事業者等

(1) 大田区長が所轄庁となる社会福祉法人の一覧

各法人の詳細については、以下のページをご覧ください。

大田区ホームページ>生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査(検査)  
>社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人情報(大田区内に主たる事務所があるもの)

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/houjinjoho/index.html>



(令和2年4月1日現在)

法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
大田区社会福祉協議会	地域福祉	西蒲田七丁目 49 番 2 号	社会福祉協議会
池上長寿園	介護	仲池上二丁目 24 番 8 号	<養護老人ホーム>養護老人ホーム池上長寿園 <特養、短期入所生活介護>特別養護老人ホーム池上他 6 か所 <軽費老人ホーム>大田区立軽費老人ホームおおもり園 <通所介護>池上高齢者在宅サービスセンター他 7 か所 <訪問介護>ヘルパーステーション池上長寿園南蒲田事業所 <定期巡回・随時対応型訪問介護看護>定期巡回池上長寿園 24 <居宅介護支援>ケアプランセンター池上長寿園南蒲田事業所 <地域包括支援センター>大田区地域包括支援センター羽田他 8 か所 等
響会	介護	上池台五丁目 7 番 1 号	<特養、短期入所生活介護>好日苑(従来型・ユニット型) <通所介護>上池台高齢者在宅サービスセンター <居宅介護支援等>好日苑ヘルパーステーション上池台他 1 か所
白陽会	介護	矢口一丁目 23 番 12 号	<特養、短期入所生活介護>ゴールデン鶴亀ホーム <通所介護>高齢者在宅サービスセンターやぐち南
松風会	介護	大森西四丁目 12 番 1 号	<特養、短期入所生活介護>花みずき



法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
大田幸陽会	障がい 介護	大森南二丁目 15 番 1 号	〈障害福祉在宅サービス事業等〉 （就労継続支援 B 型、就労移行支援、生活介護等）まごめ園他 6 か所 （共同生活援助）障害者生活ホーム 〈移動支援〉ケアサポート幸陽 〈特定相談支援〉相談支援室さんさん幸陽 〈居宅介護支援〉ケアサポート幸陽
プシケおおた	障がい	西蒲田四丁目 4 番 1 号	〈一般相談、特定相談、地域活動支援〉こうじや生活支援センター他 1 か所 〈障害福祉在宅サービス事業等〉 （共同生活援助）ホームプシケ （就労継続支援 B 型）クッキングワーク街の駅
みな実福祉会	障がい	東六郷一丁目 26 番 13 号	〈障害福祉在宅サービス事業等〉 （就労継続支援 B 型）みどり作業所他 2 か所
ヒューマン・ネットワーク結	障がい	西蒲田四丁目 4 番 1 号 2 階	〈障害福祉在宅サービス事業等〉 （就労継続支援 B 型、就労移行支援）ENTAS 〈特定相談支援〉 ENTAS
蒲田保育園	保育	蒲田一丁目 20 番 6 号	〈認可保育所〉第一蒲田保育園他 2 か所
恒明会	保育	池上一丁目 13 番 3 号	〈認可保育所〉桐里保育園
なかよし会	保育	東糀谷四丁目 2 番 14 号	〈認可保育所〉なかよし保育園他 1 か所
島田福祉会	保育	大森北三丁目 3 番 5 号	〈認可保育所〉島田保育園他 4 か所
なぜの木会	保育	大森東五丁目 2 番 11 号	〈認可保育所〉子どもの家保育園他 1 か所
みくに会	保育	下丸子三丁目 21 番 17 号	〈認可保育所〉丸子ベビー保育園
行道福祉会	保育	西六郷四丁目 20 番 6 号	〈認可保育所〉よいこの保育園
扶壮会	保育	西蒲田四丁目 27 番 2 号	〈認可保育所〉蒲田音楽学園保育園他 2 か所
わかば	保育	大森中一丁目 14 番 1 号	〈認可保育所〉そらのいえ保育園他 1 か所
いまいずみ	保育	南久が原二丁目 30 番 5 号	〈認可保育所〉鶴の木いまいずみ保育園

(2) 区内介護保険サービス事業所数

(令和2年4月1日現在)

事業種別	区内事業所数	事業種別	区内事業所数
介護老人福祉施設	18	通所リハビリテーション	17
介護老人保健施設	6	訪問リハビリテーション	4
介護療養型医療施設	1	短期入所療養介護	8
介護医療院	1	認知症対応型通所介護	26
訪問介護	152	地域密着型通所介護	109
訪問入浴介護	8	認知症対応型共同生活介護	43
通所介護	86	小規模多機能型居宅介護	7
短期入所生活介護	19	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
特定施設入居者生活介護	51	夜間対応型訪問介護	1
福祉用具貸与	38	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
特定福祉用具販売	38	居宅介護支援	171
訪問看護	70	合計	877

個別事業所の連絡先等の詳細については、大田区介護事業者情報検索システムで検索できます。

大田区介護事業者情報検索システム

大田区ホームページ >生活情報>福祉 >介護保険制度 >介護サービス・介護予防サービス提供事業所一覧 のページに、システムの入り口があります。



<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kaigo/jousyaitiran.html>

各事業種別の内容につきましては、資料7主な社会福祉施設・事業等の概要（介護関係はP49～）をご覧ください。

(3) 区内障害福祉サービス事業所数

(令和2年4月1日現在)

事業種別	区内事業所数	事業種別	区内事業所数
施設入所支援	2	同行援護	37
生活介護	12	行動援護	11
自立訓練（機能訓練）	2	重度障害者等包括支援	0
自立訓練（生活訓練）	1	短期入所（ショートステイ）	8
宿泊型自立訓練	1	自立生活援助	4
就労移行支援	14	共同生活援助（グループホーム）	30
就労継続支援（A型）	3	計画相談支援	41
就労継続支援（B型）	28	障害児相談支援	16
就労定着支援	12	地域移行支援	7
療養介護	0	地域定着支援	6
居宅介護（ホームヘルプ）	130	放課後等デイサービス	38
重度訪問介護	117	合計	520

個別事業所の連絡先等の詳細については、東京都障害者サービス情報で検索できます。

[東京都障害者サービス情報](https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/)

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/>



各事業種別の内容につきましては、資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要（障がい関係はP51～）をご覧ください。

(4) 区内特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設数

(令和2年4月1日現在)

種 別	保育施設数	備 考
特定教育・保育施設	138	私立認可保育所
特定地域型保育事業	28	小規模保育所、事業所内保育所
定期利用保育室	4	定期利用専用施設
合計	170	

個別施設の連絡先等の詳細については、【[大田区のホームページ](#)>生活情報>子ども>保育（一時保育を含む）>保育施設に入所を希望する方へ（一時保育含む）】をご覧ください。



[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoikushisetsu\\_nyukibo/index.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoikushisetsu_nyukibo/index.html)

各事業種別の内容につきましては、[資料7主な社会福祉施設・事業等の概要（保育施設関係はP53）](#)をご覧ください。

資料3 令和2年度 大田区社会福祉法人指導監査実施方針

31 福福発第 12630 号  
令和 2 年 3 月 9 日  
福 祉 部 長 決 定

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であることから、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下及び地域における公益的な取組の推進などを内容とする、社会福祉法人制度の見直しを行い、改正社会福祉法が平成29年4月1日に全面施行された。

このことから、区は、法人が法改正等の趣旨を十分理解した上で、法人の自主性・自律性を持った運営を行うことができるよう、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の向上、適正かつ公正な支出管理等、制度改正項目の定着並びに法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

2 一般監査の重点項目

(1) 法人運営

ア 定款

(ア) 法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実や実態に反してはいないか。

(イ) 定款の変更が評議員会の特別決議を経ているか。また、区の認可を受けているか。

イ 内部管理体制

内部管理体制に係る必要な規程類の策定が行われているか。

ウ 評議員

(ア) 適正な手続きにより選任又は解任されているか。

(イ) 要件を満たす者が選任されているか。

(ウ) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。

(エ) 善管注意義務を果たしているか。

エ 評議員会

(ア) 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。

(イ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

(ウ) 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

オ 理事

(ア) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

(イ) 6人以上選任されているか。

(ウ) 理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。

(工) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。

(オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。

(カ) 善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

カ 監事

(ア) 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。

(イ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。

キ 理事会

(ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。

(イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか（権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか）。

(ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

(エ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。

(オ) 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

ク 会計監査人

(ア) 特定社会福祉法人は、会計監査人の設置を定款に定めているか。

(イ) 公認会計士又は監査法人が評議員会の決議により適切に選任等がされているか。

ケ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

(ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。

(イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。

(ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。

(エ) 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 事業

ア 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。

イ 社会福祉事業の収入を公益事業（国通知で認められた場合を除く。）又は収益事業に充てていないか。

ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。

エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

(ア) 所轄庁の承認を経ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。

(イ) その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。

(ウ) その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されるとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンス

スが徹底されているか。

(工) 理事長等が他の事業を営んでいる場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

(ア) 経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われているか。

(イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。

(ウ) 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続きにより、随意契約及び競争契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。

(エ) 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(オ) 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。

(カ) 借入（多額の借財に限る。）が理事会の審議を踏まえて行われているか。

(キ) 借入金の償還が確実になされているか（償還財源に寄付が予定されている場合は、贈与契約に基づき確実に行われているか。）。

(ク) 将来の施設整備等に備えた計画的な積立がなされているか。

(ケ) 施設における利用者からの預り金の管理が適正か。

(4) その他

(ア) 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別な利益を与えていないか。

(イ) 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

(ウ) 定款、役員等報酬基準、現況報告書、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

(エ) 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

3 監査の実施方法

(1) 対象法人

区長が所轄庁となる法人を対象とする。

(2) 実施形態

ア 一般監査

(ア) 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

なお、法人が運営する施設検査を同時に行う場合は、この実施方針とは別に定める介護保険サービス事業者等、障害福祉サービス事業者等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導に係る実施方針により施設検査を実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、原則として運営及び会計担当により編成する。ただし、法人の状況

により適宜体制を再編する。

(工) 実施通知

実施通知は、原則として概ね実施日の2週間前までに到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等は、監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別に定める。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じて、法人の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、一般監査に準じる。ただし、法人の状況により適宜体制を再編する。

(工) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等は、監査当日に交付する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和2年4月1日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中で設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定基準

(ア) 国が定めた社会福祉法人指導監査実施要綱(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号の別添)に定める一般監査の実施の周期に該当する法人

(イ) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

(ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

(エ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人

(オ) 毎年度、現況報告書又は法人調査書を提出していない法人

(カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果において問題がある法人

(キ) 法人認可後、指導監査を実施していない法人

(ク) 新設かつ施設整備中の法人

(ケ) 区から民間移譲された施設を運営する法人

(コ) 当該法人が運営する施設が指導検査の時期に当たる法人(当該法人及び施設の指導検査を併せて所管するものに限る。)



#### 4 法人との情報共有等

社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重しつつ適正な法人運営に資するため、区長が所轄庁となる法人を対象に集団指導を実施し、区と法人及び法人間の情報共有を図る。

#### 5 関係団体等との連携

##### (1) 法人の所轄庁としての都区市等

ア 法人の指導監査事務が法定受託事務であることを踏まえ、所轄庁間における事務の取扱いの標準化を図るため、法令解釈や監査結果の情報共有など、必要な連携を行う。

イ 都、他区市、他県等との間における所轄庁変更後においても、法人に対する指導の継続性が確保されるよう、情報共有を図る。

##### (2) 都

指導監査に係る法令・制度運用に関する照会、法人への指導に関する支援、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について連携を図る。

##### (3) 国

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

##### (4) 施設等運営指導所管等

法人が運営する施設等の運営指導所管等と連携し、指導監査の適正な対応・推進を図る。

資料4 令和2年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針

31 福福発第 12443 号  
令和 2 年 2 月 12 日  
福 社 部 長 決 定

大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱（平成 22 年 4 月 20 日付 22 福介発第 10102 号区長決定。以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり、令和 2 年度における指導に関する実施方針を定める。

1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）における居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを提供する事業者（法第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者を含む。以下「介護保険サービス事業者等」という。）に対し、関連法令、通達等の遵守を徹底させることにより、介護保険サービス事業者等の育成及び支援を行うとともに、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付及び予防給付の適正化を図ることを目的とする。

2 指導項目

実地指導に当たっては、原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により介護保険サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 介護給付費の算定及び取り扱い

3 指導の重点項目

介護保険サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

(1) 「虐待防止」の徹底

介護サービス利用者の尊厳の保持は重要であることから、身体拘束の廃止や虐待の未然防止に向けた取組み（やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、身体拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等）が図られているか。

(2) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

(3) 設備基準・運営基準関係

ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。

イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

ウ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。

カ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

(4) 介護報酬関係

介護保険法改正等を踏まえた介護報酬算定に関する告示を適切に理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(5) 計画の適切な作成

ケアプランでは、介護保険制度の基本理念を実現する上で重要であり、利用者の選択に資するよう、地域のサービス情報を公正中立に提供し、利用者の日常生活全般を支援する観点から、適切に作成しているか。医療をはじめとする他機関との連携を積極的に図るとともに、個別の介護保険サービス事業所に適切な時期に交付しているか。

個別のサービス計画では、ケアマネジメントが、利用者個々の環境や希望などを把握し、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点で、アセスメントからモニタリングまで所要のプロセスを適切に行っているか。

(6) 介護職員の処遇改善

介護職員処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、介護保険サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、介護職員処遇改善計画を適切に周知されているか。

(7) 業務管理体制

介護保険サービス事業者等は、介護サービス利用者の人格を尊重するとともに、介護保険法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

## 4 指導実施形態

### (1) 集団指導

基本的に年3回実施する。1回目、2回目は介護保険課が実施する事業者連絡会を活用し、3回目は事業種別毎に個別に実施する。

### (2) 実地指導

実地指導は、原則として3名以上の指導班を編成し、介護保険サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

#### 5 指導対象事業者の選定

- (1) 地域密着型サービス事業所（大田区指定）のうち、平成30年度に新規指定及び更新を受けた事業所。
- (2) 居宅介護支援事業所のうち、平成30年度に新規指定及び更新を受けた事業所。
- (3) 東京都指定の事業所（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、通所介護等）のうち、平成30年度に新規指定及び更新を受けた事業所。
- (4) 事業者等からの通報等による突発的な虐待や、不正請求が疑われ、実地指導が必要と認められる事業所。
- (5) 過去実地指導を行っていない事業所及び前回指導から一定期間間隔の開いている事業所。
- (6) 集団指導への参加状況が良好でない事業所。
- (7) 福祉サービス第三者評価を受審していない事業所。
- (8) 継続的に指導することが必要であると認められる事業所。
- (9) その他の事情により実地指導が必要と認められる事業所。

#### 6 関係機関との連携

- (1) 東京都とともに、介護保険サービス事業等の適正化について、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 計画によらない突発的な指導案件が発生した場合には、介護保険課、高齢福祉課、東京都等と連携を図る。

以上

資料5 令和2年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針

31 福福発第 12443 号  
令和 2 年 2 月 12 日  
福 祉 部 長 決 定

大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成 25 年 3 月 29 日付 24 福福発第 12070 号区長決定。以下「要綱」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づき、以下のとおり、令和 2 年度における重点指導事項等を定め計画的に指導を実施するため実施方針を定める。

1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的とする。

2 指導項目

実地指導に当たっては、原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により障害者福祉サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 自立支援給付費等の算定及び取り扱い

3 指導の重点項目

障害福祉サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

(1) 「虐待防止」の徹底

利用者に対し、事業者等による虐待行為や不適切な身体拘束を行っていないか。やむを得ず身体拘束を行う場合には記録を作成しているか。

また、利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、必要な研修を行っているか。

(2) 人員基準

ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

(3) 設備基準・運営基準関係

ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。

イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

ウ 個別支援計画等の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して作成・記録・保管されるとともに、適宜見直しを行い、適切な支援が行われているか。

エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、申出から終結までの記録を文書で残し、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。

(4) 自立支援給付関係

自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上で、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。

(5) 福祉・介護職員の処遇改善

福祉・介護職員処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、障害福祉サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、福祉・介護職員処遇改善計画が適切に周知されているか。

(6) 業務管理体制

障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス利用者の人格を尊重するとともに、法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

#### 4 指導実施形態

実地指導は、原則として3名以上の指導班を編成し、障害福祉サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

#### 5 指導対象事業者の選定

(1) 大田区長所管の社会福祉法人が運営する事業所。

(2) 区が指定する計画相談支援事業所については概ね3年に1回程度実施。

(3) 指定障害福祉サービス事業所のうち、事業開始後実地指導を実施していない事業所。

(4) 前回実地指導から、一定期間間隔の開いている事業所。

(5) 障害児通所支援事業所のうち、事業開始後実地指導を実施していない事業所及び前回指導

から一定期間間隔の開いている事業所。

- (6) 福祉サービス第三者評価を受審していない事業所。
- (7) 継続的に指導することが必要であると認められる事業所。
- (8) その他の事情により実地指導が必要と認められる事業所。

6 関係機関との連携

- (1) 東京都とともに、障害福祉サービス事業等の適正化について、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 計画によらない突発的な指導案件が発生した場合には、障害福祉課、障がい者総合サポートセンター、東京都等と連携を図る。

以上

令和2年4月1日2こ保発第10627号こども家庭部長決定

## 1 基本方針

区は、女性の就業率の向上等に伴い増加する保育需要への対応や、保育環境の整備、生活困難層へのさらなる対応、深刻化する児童虐待への対策強化等の課題やニーズに対応するため、令和2年3月に「大田区子ども・子育て支援計画（第4期大田区次世代育成支援行動計画、第2期大田区子ども・子育て支援事業計画）」を策定した。本計画では、2019年度からの5年間で保育サービス定員数を約2,000人増やす目標を掲げている。

昨年10月からは、幼児教育・保育の無償化が始まり、保護者の経済的負担が軽減され、保育施設等の利用を希望する保護者が更に増加することが予想される。また、無償化に伴い児童福祉法や子ども・子育て支援法の改正等が改正され、区が認可外保育施設等に指導等を行うことが可能となった。

こうした状況の中、量の確保と質の確保は車の両輪として進めることが必要であることから、各種保育施設に対する指導検査の役割が一層重要となっている。

以上のことを踏まえ、子どもの安全と適正な施設等の運営を担保し、すべての利用者が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「施設等」という。）を安全・安心に利用できるよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法、大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、社会福祉法、労働基準法、消防法などの法令並びにこれらに基づき区長が定める指導検査基準（以下「関係法令・基準等」という。）に照らし、子どもの最善の利益が保障されるよう、施設等の適正な運営及び保育サービスの質の維持・向上を図ることに主眼を置き、指導検査を実施する。

特定教育・保育施設（認可保育所に限る。）の指導検査にあたっては、東京都と区が連携し、それぞれの権限を効果的かつ効率的に行使できる体制を整え実施する。

なお、重大な法令違反、不適切なサービスの提供の疑いがある場合には、子どもの権利を保護し、利用者の信頼を維持するために、速やかに指導検査を実施し、関係部局と連携を図りながら、必要な是正を求める。

## 2 一般指導検査の重点項目

### （1）運営関係

#### ① 職員の確保及び処遇

ア 職員配置基準に定める職員が確保されているか

イ 労働環境が適切か

ウ 研修等の資質向上のための機会が確保されているか

#### ② 法外援護費に係る各種請求・報告等

正しく報告がされているか

### （2）保育内容関係



保育所保育指針に基づく保育

- ① 子どもの人権に配慮した保育
- ② 子どもの命を守る安全対策
  - ア 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
  - イ アレルギー児等への対応
  - ウ けが、事故防止の対策
- ③ 児童虐待についての対応
  - ア 早期発見、早期対応のための取り組み
  - イ 子どもの安全確保、保護者対応や関係機関との連携

(3) 会計関係

- ① 計算書類の作成状況
  - 区分計理は適正か
- ② 経理等通知等の遵守状況
  - ア 支出内容は適正か
  - イ 本部経費の繰入について要件を満たしているか

3 特別指導検査の重点項目

(1) 運営関係

関係法令等が遵守されているか

(2) 保育内容関係

保育内容は、利用子どもの健全な発達に資するものとして、良質かつ適切なものか

(3) 会計関係

関係法令等が遵守されているか

4 指導形態等

(1) 集団指導

集団指導は、区が、施設等に対して、関係法令・基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

(2) 実地指導

区は、施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、関係法令・基準等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(3) 運営状況確認

区は、施設等に対して、必要と認める場合、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

5 実施計画

(1) 集団指導

指導検査講習会

ア 実施方法

日程を定め、施設等の設置者等を一定の場所に集めて実施する。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。

ウ 実施通知

指導対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ書面で集団指導を実施する旨、その日時、場所、その他必要な事項を通知する。

エ 対象施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

(2) 実施指導

① 一般指導検査

ア 実施方法

日程を定め、施設に赴き実施する。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。

ウ 検査体制

検査員は、原則として3人以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。

エ 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で一般指導検査を実施する旨、その日時、場所、その他の必要な事項を通知する。ただし、一般指導検査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、一般指導検査を開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

オ 対象施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

② 特別指導検査

ア 実施方法

日程を定め、施設に赴き実施する。必要に応じて対象施設等設置者の関係者に来庁を求め実施することがある。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。

ウ 検査体制

検査員は、原則として3人以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。なお、必要により東京都と合同で実施することがある。

エ 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で特別指導検査を実施する旨、その日時、場所その他の必要な事項を通知する。ただし、特別指導検査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、特別指導検査を開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

才 対象施設及び日程

対象施設及び日程は適宜決定する。

(3) 実地指導における対象施設の選定方法

① 選定の対象

令和2年4月1日時点に存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設についても、必要があると認められた場合は選定の対象とする。

② 選定の方法

(ア) 東京都における指導検査の対象となっている施設

(イ) 過去の一般指導検査等及び特別指導検査等（以下「指導検査等」という。）において、指摘事項の改善が図られていない施設

(ウ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(エ) 新規に開設された施設

(オ) 相当の期間にわたって、指導検査等を実施していない施設

(カ) 福祉サービス第三者評価を適切に受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設

(キ) 区立保育園から新たに民営化された施設

(ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設

(ケ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

(4) 運営状況確認

ア 実施方法

施設等に対して、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。

6 関係団体等との連携

(1) 東京都との連携

児童福祉法に基づく都の指導検査と子ども・子育て支援法に基づく区の指導検査との合同実施を行う。

(2) 区内社会福祉法人を所管する部局との連携

① 区が所管する社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、区の所管部局が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

② 区が所管する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、所管部局相互に、必要な情報の交換を行う。

資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要

区分	種別	概要
<b>介護関係</b>		
(施設サービス) 介護保険施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設です。要介護者に対して、(1)入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活の世話、(2)機能訓練、(3)健康管理、(4)療養上の世話をを行います。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。(1)看護、(2)医学的管理下での介護、(3)機能訓練等の必要な医療、(4)日常生活の世話をを行います。
	介護療養型医療施設	比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設です。(1)療養上の管理、(2)看護、(3)医学的管理下の介護等の世話、(4)機能訓練等の必要な医療を行います。
	介護医療院 (平成30年4月から創設)	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。
(在宅サービス) 介護保険在宅サービス事業(介護予防を含む)	訪問介護	介護福祉士や、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助を行います。
	訪問入浴介護	看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各家庭を巡回し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行います。サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を考慮して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等に通い、日中の食事・入浴(浴室がある施設のみ)の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設や、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスが提供されます。心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、入居している施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けます。
	福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の、日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸出しを行います。

区分	種別	概要
介護関係（続き）		
介護保険在宅サービス事業（介護予防を含む） （在宅サービス）（続き）	特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴または排せつのために使用する（貸与になじまない）特定の用具を販売します。
	訪問看護	病状が安定期にある要介護者等に対して、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。医師の指示と通所リハビリテーション計画に基づいてサービスが行われ、認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	訪問リハビリテーション	病院、診療所の理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
	短期入所療養介護（医療ショート）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療や日常生活の世話等のサービスが提供されます。心身の状況や病状、家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。
地域密着型サービス事業（介護予防を含む） （在宅サービス）	認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	地域密着型通所介護	定員18名以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら少人数で共同生活する住宅（グループホーム）です。家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で生活することを目的とします。
	小規模多機能型居宅介護	「通所」を中心に、ご本人の状況や希望に応じて、「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	指定を受けた定員29名以下の介護専門型有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
	夜間対応型訪問介護	夜間に安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間（深夜、早朝）を問わず、介護サービスと看護サービスが連携をとりながら定期的巡回や随時の通報により訪問し、必要に応じて入浴、排泄、食事等の介護や療養上の世話、診療の補助を行います。

区分	種別	概要
介護関係（続き）		
支援 居宅介護	居宅介護支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業者が心身の状況・環境・本人や家族の希望等を聞いて、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や、介護サービス事業者との調整や、介護保険施設への紹介等を行います。
障がい福祉関係		
障害者支援施設等	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に、施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護等を行うほか、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 （機能訓練） （生活訓練）  宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。  機能訓練は、身体機能・生活機能の維持向上を目的とし、生活訓練は、生活能力の向上を目指します。生活訓練には通所型の他に、日中は一般就労や障害福祉サービスを利用し、帰宅後における訓練その他の支援を行う宿泊型自立訓練があります。
	就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援 （A型） （B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型とB型との2種類があります。  【就労継続支援A型】 雇用契約に基づく就労が可能な方に、雇用契約の締結等により就労の機会等を提供します。  【就労継続支援B型】 雇用契約に基づく就労が困難な方に、就労の機会等を提供します。
	就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

区分	種別	概要	
障がい福祉関係（続き）			
設等（続き） 障害者支援施設	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。	
	障害福祉在宅サービス事業	居宅介護（ホームヘルプサービス）	自宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する方に、自宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
		行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方に、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。
		重度障害者等包括支援	常に介護が必要な障がい者の中でも介護の必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
		短期入所（ショートステイ）	自宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への一時的な入所を必要とする方に、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
		自立生活援助	施設等を利用していただいていた障がい者が、一人暮らしを始めた時に、生活や健康等に問題がないか、訪問して必要な助言等の支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。		
相談支援事業	計画相談支援	<p>障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者（児）等に対して、申請に係る障がい者（児）の心身の状況やサービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容を記載した「サービス等利用計画案」（障がい児は「障害児支援利用計画案」）の作成及び支給決定後の関係者の連絡調整や「サービス等利用計画」（障がい児は「障害児支援利用計画」）の作成を行います。</p> <p>また、一定の期間ごとに定期的なモニタリングを行い、計画の見直しを行います。</p>	
	障害児相談支援		

区分	種別	概要
<b>障がい福祉関係（続き）</b>		
相談支援事業（続き）	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者等に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域定着支援	自宅において单身等の状況で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して緊急の事態等が生じた場合に相談等を行います。
支援事業 障害児通所	放課後等 デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
区分	種別	概要
<b>保育施設関係</b>		
保育施設	保育所 (認可保育所)	保護者が仕事や病気等の理由により、保育を必要とする0歳から小学校就学前までの子どもを預かって保育します。
	地域型保育事業 ・小規模保育所 (A・B型) ・事業所内保育所 (A・B型)	子ども・子育て支援法に基づく「地域型保育事業」として、区が認可する施設や運営基準等を定めた保育施設です。利用定員は19名までで、対象年齢は1歳から2歳（事業所内保育所のみ0歳も対象）の乳幼児です。事業所内保育所では、事業所の従業員の子どものほか、利用定員の一定枠内で地域の子どもが利用できます。 A型は保育士の割合が10割、B型は保育士の割合が6割以上で、他の保育従事者は区が認めた基礎研修修了者です。
認可外	定期利用保育事業	東京都が施設や職員の基準を定めており、毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間を柔軟に決められる保育事業です。



資料8 各種参考情報

指導監査（検査）結果の詳細や、関連する基準等について下記ホームページに掲載しています。

(1) 指導監査（検査）結果の詳細について

本報告書で概要を示した、社会福祉法人、介護、障がい、保育の各福祉サービス事業所等の指導検査結果についてより詳細な資料をご覧になりたい方は、以下のサイトでご確認ください。

ア 社会福祉法人の指導監査（検査）結果：各法人の最新の法人指導監査（検査）結果については、財務諸表等電子開示システムに掲載されている現況報告書に記載されています。

① 大田区のホームページから財務諸表等電子開示システムを閲覧する方法

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人情報（大田区内に主たる事務所があるもの）



<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/houjinjoho/index.html>

リンク先にある各社会福祉法人のページを開き、「■法人が公表している資料について」の中にある「財務諸表等電子開示システムで公表している情報」をクリックしてください。当該法人の財務諸表等電子開示システムのページが開きます。

② 独立行政法人福祉医療機構のホームページから財務諸表等電子開示システムを閲覧する方法



<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」をクリックしていただきますと、法人名や所在地等から個別の社会福祉法人のページを検索することができます。

上記①か②のいずれかの方法で財務諸表等電子開示システムの各社会福祉法人のページに入ると、現況報告書へのリンクがありますので、現況報告書をダウンロードしてください。

現況報告書を開き、セクション「14.ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」の「(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況」をご覧ください。

イ 介護保険サービス事業者等指導結果の詳細

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >介護保険サービス事業者等の指導・監査



[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-jigyousya\\_shidou.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-jigyousya_shidou.html)

ウ 障害福祉サービス事業者等指導結果の詳細

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >障害福祉サービス事業者等の指導・監査



[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyouysya\\_kensa.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyouysya_kensa.html)

エ 保育指導検査結果の詳細



大田区ホームページ >生活情報 >子ども >保育（一時保育を含む） >保育施設の指導検査

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu\\_kensa/](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/)

(2) 指導検査の実施要綱・基準等

福祉部福祉管理課、こども家庭部保育サービス課が実施している指導検査の実施要綱・基準等（PDFファイル）については、それぞれ下記のサイトでダウンロードすることができます。

① 社会福祉法人の指導監査



大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人の指導監査関係

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/shidoukansa.html>

② 介護保険サービス事業者等指導検査・監査実施要綱、指導実施方針、指導検査基準

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >介護保険サービス事業者等の指導・監査

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-ijigyouysya\\_shidou.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-ijigyouysya_shidou.html)



③ 障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱、同要領、障害福祉サービス事業者等指導実施方針



大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >障害福祉サービス事業者等の指導・検査

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyouysya\\_kensa.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyouysya_kensa.html)

- ④ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱・同指導検査実施方針、同指導検査  
基準



大田区ホームページ >生活情報 >子ども >保育 >保育施設の指導検査  
>指導検査実施要綱・実施方針・検査基準等

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu\\_kensa/shidou-kensa-houshin.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/shidou-kensa-houshin.html)

区の指導監査（検査）に関する連絡先

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話：03-5744-1111（大田区役所代表）

担当	主な担当業務（指導検査関連）	連絡先
福祉部 福祉管理課 法人指導担当	(1) 社会福祉法人の指導監査 (2) 介護サービス事業者等の指導・監査 (3) 障害福祉サービス事業者等の指導・監査	電話 03-5744-1215
こども家庭部 保育サービス課 指導検査担当	(1) 特定教育・保育施設の指導検査 (2) 家庭的保育事業等の指導検査	電話 03-5744-1749

令和元年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等

指導監査（検査）結果報告書

令和2年 10月発行

編集・発行

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区福祉部福祉管理課

電話 03（5744）1215

FAX03（5744）1520

大田区こども家庭部保育サービス課

電話 03（5744）1749

FAX03（5744）1715